

大阪市告示第904号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年7月16日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和6年7月1日（月）

大阪市中央体育館 第 1 体育場 第 2 体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和 6 年 7 月 22 日 (月)
---	---------------------

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第 1 体育場	令和 6 年 7 月 4 日 (木) から 同月 5 日 (金) まで	午前 9 時から 翌日午前 3 時まで
	令和 6 年 7 月 6 日 (土)	午前 8 時から 午後 11 時まで
	令和 6 年 7 月 7 日 (日)	午前 8 時から 翌日午前 5 時まで
	令和 6 年 7 月 11 日 (木)	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 7 月 13 日 (土) から 同月 15 日 (月) まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 7 月 17 日 (水) から 同月 18 日 (木) まで	午前 7 時から 午後 11 時まで
	令和 6 年 7 月 21 日 (日)	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 7 月 25 日 (木) から 同月 26 日 (金) まで	午前 9 時から 翌午前 3 時まで
	令和 6 年 7 月 27 日 (土)	午前 8 時から 午後 11 時まで

	令和 6 年 7 月 28 日（日）	午前 8 時から 翌午前 5 時まで
--	--------------------	-----------------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）